

# 新型コロナウイルス対応下での相談援助実習実施に関する研究

高橋 昌子

Study about consultation aid training implementation at the bottom corresponding  
to new-style coronavirus

Masako TAKAHASHI

## 要 旨

わが国にとって喫緊の課題である社会福祉分野での人材確保は、人材育成の段階からの取り組みが重要である。社会福祉士をはじめとする多種多様な問題を抱える人々に対する現役の専門職と、将来、社会福祉分野で活躍を目指す学生を重要なマンパワーとしてとらえ、養成校での取り組みを通して、社会福祉専門職養成教育に対して一考察を加えるものである。

A match from the stage of the upbringing of human resources is important to talented-people reservation in the social welfare field which is a pressing problem for our country. A student aiming at an achievement is caught as the important manpower by a various active profession to the people who have trouble on their hands, the future and the social welfare field such as a social worker and Hajime consideration is added to social welfare professional education education through a match at an education school.

キーワード：社会福祉士、相談援助実習、ソーシャルワーク、帰校日指導、新型コロナウイルス

## はじめに

今回の新型コロナウイルス（以下、新型コロナ）によるわが国を含む諸外国への影響ならびに対応は、未だ継続される大きな社会問題であることは否めない事実であろう。

エッセンシャルワーカーと称されるマンパワーの活躍と苦悩が報道される日々が続いているが、本新型コロナ禍でさらに増大する生活問題を抱える人々に接するソーシャルワーカー、特に、相談援助の専門家でありクライアントの最初の相談窓口を担う社会福祉士も、エッセンシャルワーカーの一員として奮闘している。そうしたなか、現役の社会福祉士の活躍を背景に、将来、社会福祉専門職を目指す多くの学生の養成教育にも、今回の新型コロナ禍では従来とは大きく異なる体制が求められた。特に、実技試験のない社会福祉士国家試験では、養成教育のなかの座学、演習の集大成ともいえる「実習」に大きな変化があった。

社会福祉士養成教育の実習である「相談援助実習」が前例のない問題に直面した実習対応について、本稿では、実習生、実習指導者、実習指導教員等の連携を通して、養成教育の新たな展開について記すこととする。

今後の社会福祉分野での人材確保という喫緊の課題に対し、今後、実践力のある人材として期待される社会福祉専門職を目指す学生をキーパーソンとしてとらえ、社会福祉専門職に携わる現場関係者と、養成教育に携わる教育現場の関係者の連携の重要性を改めて強調する。

## 研究目的

ソーシャルワークを実践する社会福祉士には、常に時代の要請に応じた支援が求められており、今回の新型コロナ禍においても同様であった。そして、教育現場でも新しい生活様式、新しい働き方と学び方等への迅速な対応が必要であり、社会福祉士養成教育も例外ではなく、相談援助実習対応として、これまでの体制を大きく変えざる得なかったのである。

本学での社会福祉士養成教育に10年以上携わってきた筆者であるが、本稿では今回の状況における新たな対応を取り入れながら、これからの相談援助実習をさらに効果的かつ有効に継続できる体制について考察を加えることを研究目的とする。

将来の社会福祉分野での活躍が期待できる学生達の養成教育は、人材育成と共に時代の要請に合致したものでなければならない。

## 1. 社会福祉士の役割と位置づけ

社会生活上のニーズや地域における福祉課題を対象とするソーシャルワークは、その時代の社会全体の動きに強く影響を受けることは当然である。ソーシャルワークの担い手である社会福祉士は、その時代ごとの要請に的確に応えることができなければならない専門性を有している。

わが国初の社会福祉分野における国家資格として、1987（昭和62）年、「社会福祉士及び介護福祉士法」が成立し、国家試験の合格者のみが有資格者として「社会福祉士」を名乗ることができるようになったのである。その後、2007（平成19）年に大幅に法改正されたが、本資格の特性の一つである「業務独占」ではなく、「名称独占」の資格は改正されていない。よって、社会福祉士でなくても社会福祉領域の相談援助の仕事に就けるが、社会福祉士の資格をもたない者は社会福祉士を名乗って仕事をすることができないのである。しかし、近年では業務独占の領域もみられるようになってきており、例えば、平成18年度に創設された地域包括支援センターへの社会福祉士の必置はその代表となっている。また、2011（平成23）年10月に認定社会福祉士認証・認定機構が設立され、新たに「認定社会福祉士制度」が始まった。これは、国家資格である社会福祉士の実力をさらに向上させることを目的として、「認定社会福祉士」および「認定上級社会福祉士」の2種類が設定されている。

さて、社会福祉士の定義としては前述の「社会福祉士及び介護福祉士法」の第2条で、社会福祉士について、「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいう」と規定されている。すなわち、本法律では、社会福祉士とは、相談、助言、指導、連絡および調整その他の援助の専門職のことであり、一般的にはソーシャルワーカーの国家資格として認知されている。2007（平成19）年の法改正では義務規定が見直され、「誠実義務」と「資質向上の責務」が加わり、多職種との「連携」の規定が見直されている。「誠実義務」では、「その担当する者が個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適正に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない」（同法第44条の2）とされている。「資質向上の責務」では、資格取得後の自己研鑽が求められており（同法第47条の2）、また、「連携」については「福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービスが総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない」（同法第47条）とされた。

## 2. 養成校における社会福祉士の実習「相談援助実習」への取り組み

### (1) 社会福祉士制度の見直しについて

社会保障制度審議会福祉部会では社会福祉士制度について審議を行い、2006（平成18）年「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」が示された。そこでは、社会福祉士を取り巻く状況の変化を踏まえ、社会福祉士に期待される分野として「地域包括支援センター等における地域を基盤とした相談援助」、「権利擁護、成年後見制度等の新しいサービス利用支援」、「相談支援事業や就労支援事業による障害者の地域生活支援」、「生活保護制度における自立支援プログラムによる就労支援の推進」、「地域福祉計画の策定等の新しい行政ニーズへの対応」等へと広がりを見せているとした。

さらに本意見書では社会福祉士養成の在り方として、「教育カリキュラムについて、社会福祉士制度の施行後、抜本的な見直しが行われておらず、その後の社会福祉士を取り巻く状況の変化を反映したものになっていないのではないか」、「実習教育について、本来社会福祉士として求められる技能を修得することが可能となるような実習内容になっていないのではないか」、「福祉系大学等ルートについて、教育内容等は大学等の裁量にゆだねられる仕組みとなっていることから、教育内容等にばらつきが見られるのではないか」といった点を挙げ、「教育カリキュラムの在り方」「実習の在り方」「それぞれの資格取得ルートの在り方」の3点について見直しを行う必要があることも指摘された<sup>1)</sup>。こうした状況を受け、法律上の定義、義務、資格取得の方法を見直すために2007（平成19）年「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）」が公布されたのである。

### (2) 教育カリキュラムの見直しにおける相談援助実習の位置づけ

前述の社会福祉士制度の見直しのなかでは、社会福祉士養成教育のカリキュラムの見直しも必要となった。紙面の都合上、社会福祉士養成教育の新カリキュラムの詳細については触れないが、2009（平成21）年には新しい教育カリキュラムが施行された。そのなかで、これまでの社会福祉援助技術現場実習が相談援助実習と名称も変わり、社会福祉教育課程に位置づけられ、相談援助実習を経験することは社会福祉教育を受けた証としての意味合いも含まれていた。専門職養成教育として、理論学習（座学）から演習教育、そして実習教育の流れになり、特に専門職の技術・技能修得において社会福祉現場やその現実を経験させることの重要性が強化されることになった。また、実習生として社会福祉の現場や現実に触れることは学生に多大な影響を与えることとなる。しかし、社会福祉の実践の場は利用者の方々の方々の生活の場そのものであるため、実習先としての社会福祉現場は受け入れを拒否することもできるはずである。にもかかわらず、職員や利用者はなぜ実習生を引き受けるかという、後継者を育成し、将来の優れた福祉専門職者の育成に協力することで今後の利用者の最善の利益を担保する可能性があるからである。それは、筆者が新カリキュラム開始当初から携わっている実習指導者講習会の講義で、「実践現場における実習受け入れ・指導の意義」として、以下のように説明している<sup>2)</sup>。

#### 1) 施設・機関の社会的使命を果たすことができる。

①第三者評価項目の中に、福祉サービスの質の評価項目として「実習の適切な受け入れ」があげられている。

②社会福祉事業の公共性（人材の育成と確保）

#### 2) 利用者への責任を果たすことができる。

実践水準の維持と向上は利用者の最善の利益の向上に寄与

#### 3) 社会福祉実践を整理し、見直す機会となる。

#### 4) 新任職員の研修に援用できる。（現任訓練体制の構築）

5) 組織化力を発展させる機会となる。

こうして社会福祉専門職の後継者となる実習生が、将来の社会福祉現場で活躍するために相談援助実習は、教育と訓練の場として設定されているといっても過言ではないであろう。

### (3) 相談援助実習の目的と概要

ソーシャルワーク実習の目的を定めるうえで3点の配慮すべき点があると、宮崎は、「第1点は養成すべきソーシャルワーカー像を明確にすること、第2点は実際にソーシャルワーカーになるまでの実習とソーシャルワーカーになってからの現任教育の位置づけを明確にすること、第3点は実際の実習時間や教育環境、さらには養成される側の資質などのわが国における実習教育状況等である。」<sup>3)</sup>と述べている。そして、学びの目的についても以下のように説明している。「第1の目的は、実際のソーシャルワークを目の当たりに見て、そこから、価値、知識、技術がばらばらでなく統合して対象に向けられているということを理解するということである。このことは、学んだ机上の理論と実践とをつき合わせ、そのつながりやくい違いを観察し、分析的に理解するということである。(中略)第2の目的は、上記のことを感じる自身のものの見方や考え方に焦点を当てて、自身の持つ価値観や、思い込みや、考え方の傾向に気がつき、常に変わりうる自身の可能性へ目を向けることができるようになるということである。(中略)第3の目的は、自身がソーシャルワーカーとして実践を行うときまでに、どのような能力を今後獲得していけばいいのかについて言語化できるようになるということである。」とする。

こうした目的はそれぞれが密接な関係にあり、総合的に取り組む必要がある。

それでは、種々様々な実習先へ配属される実習生はどのような実習にどのように取り組むかという、配属先を社会福祉分野別で画一的に説明することは大変難しい。というのも、配属された実習先が、その専門分野を代表する現場であるとは限らないし、多くの社会福祉現場のわずか1か所あるいは2か所の現場に配属され、その現場での理解を深めていくなかで、実践的に様々なことを学んでいくのである。ここでは、実習指導における3段階モデルに特化してその概要を記す。

2009(平成21)年の教育内容見直し前の相談援助実習は、実習指導者が特定されてはいるものの、実習内容の組み立ては実習指導者の裁量に任されていた。このような状況の反省により、実習の組み立てを根本的に再編した結果が次の3段階モデルである。実習生の現場経験をどのように組み立て養成するのが合理的であるかを考え、さらに専門的技術の獲得を意図した実習であることを考えたときに、この3段階で実習を提供することがもっともふさわしいと考えたからである。

まず、概ね1週目に取り組む「職場実習」であるが、実習先である職場の全体の構造(仕組み)と機能(働き・業務)を理解する実習内容となっている。配属された実習施設・機関が、どういった地域に、どういった人々を対象として、何を目的に設置され、どういった体制で援助が行われているのかを理解する段階といえる。職場実習は概ね約5日間を想定しているが、組織の全貌や地域の概要、様々な部署や専門職の役割等について日替わりで盛り込んでしまうと、実習生に混乱をもたらすおそれがあるため、実習開始直後の取り組みとして工夫や配慮を要する実習内容が問われる。次の概ね2週目に取り組む「職種実習」では、実習指導者の職種の位置づけと業務内容を全般的に理解していく。ソーシャルワーカーが職種として担っている業務全般を体験する段階で、実際にソーシャルワーカーが現場で働くうえで関連し、派生する周辺諸業務を学ぶことになる。ソーシャルワーカーは業務を円滑に遂行するうえでの周辺諸業務も担っていることを明らかにし、ソーシャルワーク業務との関連性や非関連性について考察する材料とする。社会福祉士が配置されている職種が、職場のなかでどのように役割を担っているかを理解するのである。実

習の進行はこうした順序通りにいく場合とそうでない場合があるが、最終的に、ソーシャルワーク実践の実態を理解し、実習生自らがソーシャルワークを試行する「ソーシャルワーク実習」により、本実習の学びを終えることとなる。ソーシャルワーク実習はいわゆるソーシャルワーク業務を理解する段階である。インテーク、契約、アセスメント、目標設定と計画の作成、実施、モニタリング、評価、苦情処理、家族や関連機関との連絡調整、ソーシャルアクション、社会資源の開発等、実際に現場ではどのように行われているのかを理解する。こうした3段階で進められる本実習中、各実習生は実習先の実習指導者と養成校の教員から実習指導、スーパービジョンを受ける。加えて、実習に取り組む前からの事前指導、実習中の巡回指導と帰校日指導、そして、実習終了後の事後指導を受けながら、実習生は養成校での相談援助実習のトータルな学びを深めることになっている。

### 3. 相談援助実習中の実習巡回指導と帰校日指導

相談援助実習の流れについては概略であるが前述した通りである。本稿では、その流れの中で実習中の指導として重要な実習巡回指導と帰校日指導が、今回の新型コロナ禍でどのような対応になったかについて取り上げることとする。

#### (1) 相談援助実習における実習巡回指導と帰校日指導について

実習巡回指導・帰校日指導は、1週間に1回、対面指導として行われる。帰校日指導には、個別指導、集団指導、個別指導と集団指導を組み合わせた形など、各養成校によって様々な形態がある。また、実習期間中、全てを巡回指導のみで対応する場合もある。本学の実習生は、毎週の帰校日に合わせて指示された方法や様式で帰校日までの実習を振り返り、報告書等を作成して実習指導教員に提出する。1週間の学びを言語化し、自己評価につなげていくと共に、教員からのスーパーバイズを受けることとなる。個別指導後に、同時期の実習生との集団指導は、教員からの指導のみならず、実習生同士のディスカッションにより、悩みや不安、疑問等を共有しながら実習生自身による解決につなげることもできる。これは、ピアスーパーバイズの場として有効であり、さらに教員は実習生の気づきや学びを通してグループスーパーバイズを行うこととなる。通常は、指定された曜日に1週間に1度、養成校あるいは決められた場所に実習生が登校し、実習指導教員と対面しながら個別指導を受け、他の実習生とグループワーク等を行うという流れであるが、今回の新型コロナ禍ではオンラインでの指導も取り入れ、筆者の場合は、実習先の了解を得て巡回指導は電話またはZoomで行い、帰校日指導は全てZoomで行うというこれまでとは全く異なる指導体制となった。

そこで、次に帰校日指導の効果について、以前実施した帰校日指導に対する調査と、今回実施した帰校日指導に対する調査を比較し、新型コロナ禍での相談援助実習についての考察につなげることにする。

#### (2) 帰校日指導を受けた実習生について

筆者は社会福祉士養成教育における新カリキュラム開始直後の2010年に「新カリキュラムでの相談援助実習への取り組みー帰校日指導の効果を通してー」の論文を発表し、そのなかで、筆者が実習指導を担当した34名を対象に帰校日指導に対する感想を調査結果として公表した。本稿では、2020年度に相談援助実習指導を担当した13名の実習生に対してほぼ同様の内容で振り返り指導を行った。ほぼ同様の内容の中で、今回は「Zoomでの帰校日指導に対する感想」の1項目のみ付け加えた結果を報告する。

以下、調査の結果については、2010年の調査をA調査、2020年の調査をB調査と記すこととする。

## 1) 調査対象の属性

項目	A調査	B調査	備考
実習生数	34人	13人	
有効回答率	88%	92%	
性別（女性：男性）	33：1	13：0	A調査では通信教育部生を含むため

## 2) 調査結果

2回の調査を比較するため、質問内容と自由記述の項目は2010年調査（A調査）に準ずることとする。また、A調査では人数表記であったが、B調査と対象人数が異なるため、%で表示した。

### ①指導を受けている自分に対する評価（良かった・普通・悪かった（図1））

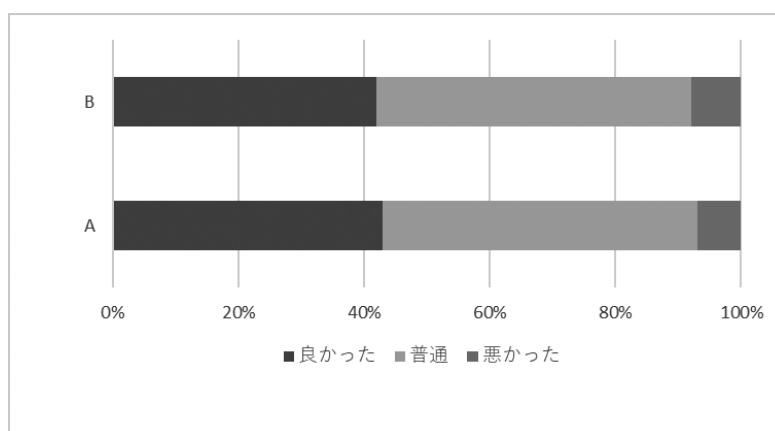


図1 指導を受けている自分に対する評価

②自己評価の記述（自由記述）

表1 帰校日指導を受けている実習生の自己評価の理由

良かった点	A調査 (%)	B調査 (%)
学習が深まった	23	25
まじめに積極的に取り組めた	23	17
実習中の悩みや不安を話せた	17	17
後の実習につなげることができた	13	42
課題をもって指導を受けた	7	8
指導をもとに努力した	3	25
指導教員から適切だと評価された	3	0
リラックスできる日であった	3	0
実習生同士で励まし合えた	3	30

問題点	A調査 (%)	B調査 (%)
実習日誌に対する学習不足	10	17
文章能力の欠如	7	17
当初は消極的だった	7	25
話し方や言葉遣いが不適切	7	8
観察力の欠如	3	0
学びの目的が不明瞭	3	8
1週間で改善できないことが多い	3	8

B調査では全帰校日指導がZoom対応であったため、「自宅のため、毎週、気を引き締めて取り組むことが難しかった」という記述があり、特記事項と考える。

③帰校日指導の効果

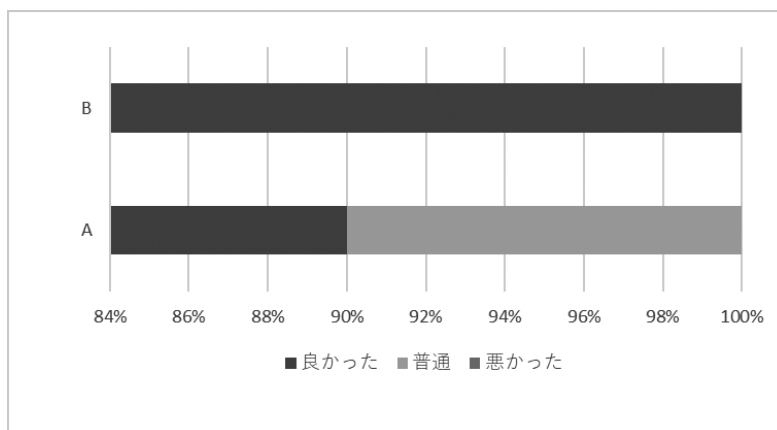


図2 帰校日指導の効果

④帰校日指導の効果についての記述（自由記述）

表2 帰校日指導の効果に対する理由

肯定的効果	A調査 (%)	B調査 (%)
悩みや疑問が解決できた	43	67
実習ノートの指導が役立った	23	25
後の実習に実践できる指導であった	17	83
記録の仕方を学べた	13	17
実習の軌道修正ができた	7	33
積極的に取り組めた	7	0
コミュニケーション能力を学んだ	3	17
平日の帰校は落ち着いた	3	0
他の実習生との意見交換ができた	3	50
徐々に自信をもつことができた	3	42

表2では、「平日の帰校は落ち着いた」の項目があるが、A調査の通信生の指導日は平日であり、B調査の通学生の指導日は毎土曜日であったため、比較はできていない。

否定的効果として、A調査で「実習ノートが上達しなかった」という回答が1名あったが、B調査では否定的効果の意見は皆無であった。

⑤実習巡回指導・帰校日指導内容記録の記入について

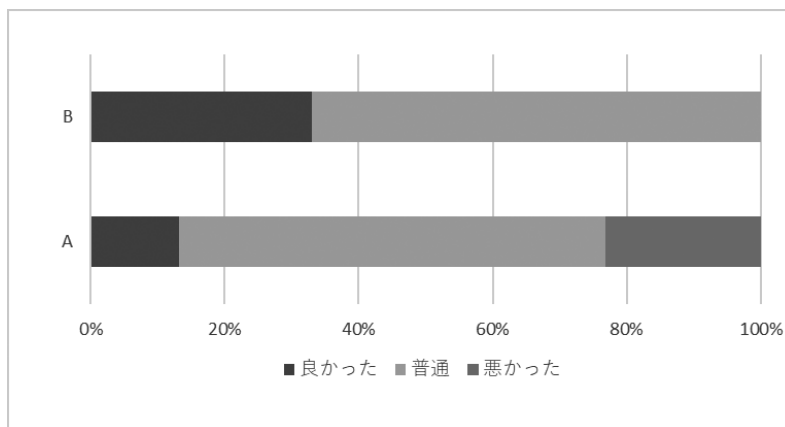


図3 実習巡回指導・帰校日指導内容記録の記入について



⑥記入に対する評価の理由（自由記述）

表3 記入に対する評価の理由

利点	A調査 (%)	B調査 (%)
毎回、振り返りができた	17	50
項目が分かれていて書きやすかった	13	17
客観的に考えることができた	7	33
実習ノートの作成状況欄がよかった	3	25

問題点	A調査 (%)	B調査 (%)
自己評価の書き方が難しかった	23	17
実習指導者からの評価が書きにくい	17	17
記入に慣れるまでに時間を要した	10	8
課題の記入が難しかった	7	8
進行状況と達成状況の区別がつかない	7	8
スーパービジョンの欄が問題	7	0
もっと欄が多くてもよかった	3	0
あまり変わらなかった	3	0

⑦もし、帰校日指導がなかった場合、実習への取り組みはどう変わっていたと思うか（自由記述）

表4 帰校日指導がなかった場合の本実習への取り組み方の変化

内容	A調査 (%)	B調査 (%)
自分の欠点の気づきや振り返りができず、学びが少なかったと思う	47	42
不安や悩みをもったまま実習をしていたと思う	40	67
心身ともにもっと疲れて、有意義な実習にならなかったと思う	27	33
実習ノートの書き方につまづき、わからないまま実習を続けていたと思う	17	17
自信がもてず消極的になっていたと思う	10	25
実習先と大学との連絡調整がスムーズにいかなかったと思う	10	8
実習内容の改善がなかったと思う	7	33
実習後半のケアプラン作成に困ったと思う	3	0
職員への対応が適切にできなかったと思う	3	0
余裕をもって実習ができなかったと思う	3	8
友達との情報交換ができなかった	3	33
話し方やコミュニケーションのとり方が不十分になっていたと思う	3	8
心構えに変化があったかもしれない	3	8

最後にB調査のみに加えた今回の新型コロナ禍におけるZoomでの帰校日指導に対する実習生の意見を提示し、考察と課題につなげていく。

## ⑧Zoomでの帰校日指導に対する感想（自由記述）

まず、多くの実習生がメリットとして指摘しているのが、「学校に行くのではなく、自宅で帰校日指導を受けることができたこと」である。

通学の時間が不要となったため、その時間を「実習期間中の休息や学びの時間に充てることができた。」ことと「通学時の交通機関の使用や人混み等での密な状態への対応が軽減された。」こと、さらに、「自宅であるから、リラックスして指導を受けることができた。」という3点が要因として挙げられた。

次に、帰校日指導の効果と重複するが、「他の実習生の様子や情報共有」があげられ、そこから、画面越しに他の実習生の様子をみたり、意見を聞くことによって「同じ悩みをもっていたり、自分と同じように試行錯誤しながら実習に取り組んでいる。」ことが確認でき、「不安軽減や、安心につながった。」という意見が多かった。学びを深めることができたり、これからの実習に他の実習生の体験が参考になることも指摘され、帰校日指導の基本は保持できていた。

今回は、2グループに分けてZoomへの出席時間を2通りにして指導を行ったが、本システムについてはメリットとデメリットがそれぞれ感想として述べられている。まず、メリットとしては、他の実習生の指導内容が参考になったこと、他の実習先の知識や情報を得ることができたことが主であった。一方、デメリットとしては、個別指導の受け方が難しかったことや、実習ノートの指導がデータでのやりとりであったため、もう少し指導を加えてほしかったこと、2グループに分かれたことで、実習生全員に対する教員からの指導内容を全て聞くことはできなかったことが挙げられた。

## 考察

前述のように、相談援助実習は新カリキュラムによりさらに専門性と実践力を重視した社会福祉士養成を目指し取り組んでおり、ここでは、2010年と10年後の2020年の帰校日指導の調査結果をもとに、相談援助実習を再検討し、考察を加えることとする。

まず、調査結果①での帰校日指導を受けた実習生が帰校日での自分の姿勢を自己評価すると、A調査もB調査も「普通」が50%であり、「良かった」と「悪かった」も酷似している。②の自己評価の理由として、「学習が深まった」、「真面目に積極的に取り組めた」、「実習中の悩みや不安を話せた」では大差がないが、「後の実習につながる事ができた」については、B調査がA調査との比較でも他の項目との比較でも特化している。さらに、「実習生同士で励まし合えた」と「指導をもとに努力した」がA調査を上回っていることから、今回の帰校日指導が指導教員からの指導のみならず、実習生同士の関係性にも効果があることがわかる。これは、対面指導の効果としてグループワーク、集団指導への対応を再構築する必要性につながる。実習生自身の問題点として認識している上位3位の「実習日誌に対する学習不足」、「文章能力の欠如」、「当初は消極的だった」については、実習前の指導と事前学習の強化につなげていく必要がある。

③帰校日指導の効果については、B調査では全員の実習生が、A調査では90%の実習生が「良かった」と答えていることから、実習中の指導として帰校日指導が効果的な指導となっていることの証明といえよう。④でのその効果についての意見としては、「悩みや疑問が解決できた」、「後の実習に実践できる指導であった」、「実習の軌道修正ができた」、「実習ノートの指導が役立った」、「他の実習生との意見交換ができた」、「徐々に自信をもつことができた」と肯定的な意見が多いことから、前述のように帰校日指導の効果が証明されている。特に、B調査では、「後の実習に実践できる指導」と「悩みや疑問の解決」の次に、「他の実習生との意見交換」が高く評価されており、こうした要因のためにも帰校日指導は必要であり、さらに質の向上を図っていかなければならない。

⑤実習巡回指導・帰校日指導内容記録の記入については、記録に特化した質問であるが、ソーシャルワー

クにおいて重要なスキルであると共に、実習生の多くが時間を要する記録についての対応である。⑥の評価に対する理由からは、「毎回、振り返りができること」や「客観的に考えることができる」等利点が挙げられているが、その反面、「自己評価の書き方が難しい」、「実習指導者からの評価が書きにくい」、「記入に慣れるまでに時間を要した」、「課題の記入が難しい」というスキル不足が問題点として表現されている。こうした問題点をいかに帰校日指導でスキルアップしていくかは、実習生の実力と共に、記録のツールとしての書面や様式等への検討も必要であり、来年度に向けての課題として捉えている。

A調査とB調査の共通の項目の最後に、⑦「もし、帰校日指導がなかった場合、実習への取り組みはどう変わっていたと思うか」の自由記述は表4のように多岐にわたるが、

「不安や悩みをもったまま実習していたと思う」、「自分の欠点の気づきや振り返りができず、学びが少なかったと思う」、「心身ともにもっと疲れて、有意義な実習にならなかったと思う」、「実習ノートの書き方につまずき、わからないまま実習を続けていたと思う」、「実習内容の改善がなかった」、「友達との情報交換がなかった」と、実習中の指導として帰校日指導の効果が再認識されている。実習生によって、あるいはその年度によって指導内容や具体的対応も異なる相談援助実習であるが、こうした効果を常に意識しながら指導にあたり、さらに適切な指導につなげていく必要がある。社会福祉士養成教育の過程で、当然、実習指導教員にも社会福祉士としての専門性が問われているのである。

最後に、今回の新型コロナ禍での帰校日指導の体制として、これまで実施したことがなかったという、教員も実習生も未経験のZoomでの帰校日指導について考察する。

⑧Zoomでの帰校日指導に対する感想は、わずか12名の実習生の意見ではあるが、2020年春から始まった新型コロナへの対応として、唯一、本学での相談援助実習生への調査となると考え、本稿に提示した。当該実習生は、2年次の秋学期に「相談援助実習指導Ⅰ」で初めて相談援助実習に対する指導を受け、3年次の春学期には「相談援助実習指導Ⅱ」をオンライン科目として受講することとなった。感染者の軽減に伴い、実習開始年度に対面授業を受講したのはわずか2回であり、その他はTeamsとZoomでの指導という体制であった。夏休休暇中に23日以上取り組んだ相談援助実習においては、例年、毎週土曜日に大学に登校し、対面で教員から指導を受けていた帰校日指導を、今回は毎週土曜日にZoomで指導を受けることとなった。この対応は春学期にオンラインで事前指導を受けていた経験を活かすことができ、実習生の個人的な小さなトラブルを解決するだけで、順調に帰校日指導に取り組むことができた。前述のように、Zoomによる指導のメリットとデメリットをしっかりと自覚している実習生が多く、直接の対面指導ではないが、教員や他の実習生の顔や声のある画面での対応は、不安や疑問軽減にもつながっている。何よりも、登校しないという時間的要因と、リスク管理につながることは実習生も自覚しており、今後の指導に活かすことができる重要な要因である。しかしながら、表出されたデメリットについては、さらに考察が必要である。個別指導、個別対応等、個別性を重視するソーシャルワークにおいて、どのようにして実習生の個別性を尊重し、実習という社会福祉の現場での経験に活かしていくのかを、具体的にプログラミングする必要もあろう。また、インターネット環境の整備も必要であり、オンライン指導に出席が困難な場合の、臨機応変な対応も課題といえる。A調査とB調査のように、客観的根拠を背景に、新しい生活に対応できる相談援助実習の体制作りが急がれるとともに、本実習の質の向上を再検討しなければならない。まさしく、ソーシャルワークのスキルを活用し、発揮する実践である。

## おわりに

今なお新型コロナへの対応を余儀なくされている現代社会において、今回の事態はまさしくグローバル化された社会における我々に突きつけられた大きな課題でもある。そして、経済的問題等に追隨して、生活に困窮する人々への支援は社会福祉専門職にとって目の前の大きな課題である。

本稿では、相談援助実習に対する視点からソーシャルワークの重要性と必要性を再考することとなったが、新型コロナ禍のみならず、どのような社会状況においても、相談援助の専門家である社会福祉士は様々な生活課題を抱える人々へ直接関わりながら、課題解決に向かって共に歩まなければならない。こうした専門職を養成する役割と義務を痛感しながら、本稿を仕上げることとなるが、多岐多様な課題への挑戦を新たに心に刻みながら、これからも質の高い社会福祉士の後継者である実習生達へのバトンタッチを続けていく。

尚、本研究は「2020年度神戸親和女子大学第2種研究費」の助成による研究の一部である。

## 引用文献

- 1) 相澤穰治・九十九綾子編著「相談援助実習—養成校と実習先との連携のために—」、2016年、(株)電気書院、p9
- 2) 公益社団法人日本社会福祉士会編著「社会福祉士実習指導者講習会」、2019年、p27
- 3) 前掲1) p22

## 参考文献

- ・高橋昌子著「新カリキュラムでの相談援助実習への取り組み—帰校日指導の効果を通して—」、2011年、神戸親和女子大学『教育研究センター紀要』第7号
- ・高橋昌子著「相談援助実習での帰校日指導の効果」、2013年、神戸親和女子大学福祉臨床学科紀要 第10号
- ・一般社団法人日本社会福祉士養成校協会編集「相談援助実習指導・現場実習教員テキスト」、2015年、中央法規出版
- ・長谷川匡俊、上野谷加世子他編集「社会福祉士相談援助実習」、2015年、中央法規
- ・日本社会福祉士養成講座編集委員会編集「相談援助の基盤と専門職 第3版」、2015年、中央法規出版